

令和4年度から わたしたちが創るまちづくり補助金 始まります



どんな補助金？

この補助金は、これまで自治振興会連絡協議会が行う事業を補助対象にしていた、町民協働関係の3つの補助金を統合したものです。

これまでの補助金とどう違うの？

イベントの開催や公益サービスの提供を目的とした「ソフト事業」について、補助対象団体と補助対象金額を拡充します。

どんな人が対象になるの？

より良い未来の岩手町を創るために、まちづくり活動をしている団体が対象となります。例えば……

- ・自治振興会連絡協議会
- ・自治振興会^{NEW!}
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）^{NEW!}
- ・5人以上で構成された任意団体（まちづくり団体）^{NEW!}

※「まちづくり団体」の詳細な定義については、裏面をご確認ください

補助金額は？

対象となる事業費により変わりますが、**最大100万円**を補助します。詳しくは裏面をご確認ください。

どうやって申請するの？

事業計画書、収支予算書とその根拠資料（見積書等）、申請団体の活動内容がわかる書類等を、**令和4年4月15日（金）**までに提出してください。

詳しくは下記お問い合わせ先にご相談ください。

★いわてまち公式ホームページからもご確認いただけます →



-お問い合わせ先-

岩手町役場 企画商工課 企画広報係 0195-62-2111（内線216、217）

※この補助事業は、令和4年度予算の成立が前提となるものです。今後変更となる可能性があります。

◎「まちづくり団体」について

補助の対象となる「まちづくり団体」は、次の5つの項目にすべて該当する団体です。

- (1) 5人以上の構成員がいること。
- (2) 事務所の所在地が町内にあり、まちづくり活動が町内で行われていること。
- (3) 代表者、運営の方法を定款又は規約又は会則（規約等）で定めていること。
- (4) 宗教的、政治的及び反社会的活動ではないこと。
- (5) その他公共の利益を害する行為をするおそれがある活動ではないこと。

◎補助金額について

補助金額は、補助対象となる事業費に対して以下のとおりです。

補助対象事業費	補助金額
25万円未満	補助対象事業費の全額 (上限20万円)
25万円以上75万円未満	補助対象事業費の5分の4に 相当する額 (上限50万円)
75万円以上	補助対象事業費の3分の2に 相当する額 (上限100万円)

(例)

- ・対象事業費が20万円の場合 : 200,000円
- ・対象事業費が50万円の場合 : $500,000円 \times \frac{4}{5} = 400,000円$
- ・対象事業費が100万円の場合 : $1,000,000円 \times \frac{2}{3} = 666,666円$
≒ 666,000円
- ・対象事業費が150万円の場合 : $1,500,000円 \times \frac{2}{3} = 1,000,000円$

※算出した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額が補助金額となります。